

報告第 12 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月19日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当未払分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

(1) 住所 つくば市 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

(2) 氏名 ■ ■ ■ ■ ■

2 事案の概要

職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

支払完了日：令和 7 年 5 月 9 日

支 払 内 容：令和 3 年 1 月勤務分（令和 3 年 2 月支給分）から

令和 6 年 3 月勤務分（令和 6 年 4 月支給分）まで

3 損害賠償額

金3,261円